



疫毒預防説目次

疫毒預防説

コレラ病預防心法

コレラ病流行の歴由

コレラ病を治する藥

附コレラ經驗説

檢疫説

同

檢疫院の説

凡例

一 安政五戊午の秋コレラ病盛よ行され之、
者江戸のみよて男女併せて二萬八千四百二十人あり
と云翌己未の歳又再翌庚申の歳も此病少一づく流
行すれども漸く其數減一て萬延元辛酉の歳よも絶て
少も其病あきよ至り然るよ今茲文久二壬戌の夏麻
疹大よ行なれて後再びコレラ病盛よ行され今般も田
野都會の差別あく又高燥卑濕の地を選ずす之を患ふ
者多く特よ麻疹後の者よ於て甚しく其死よ至る者先
般の流行よ比すれど其幾倍あるを知らず又之、
者よ

全家悉く死亡——嗣を絶——産を失ふ者舉げて算ふべからず豈悲歎すつきの甚しき者非ずや此よ於てり官之を愍み給ひ我輩をして西土諸書の中より凡此病よ關係する要件を撮譯せしむ我輩辱く其命を奉りて其流行を預防する用心の法の如きも先よ鈔譯して聚珍版とあー世よ公ふ一けふ小之を乞ふ者日よ多ーと忽ち竭きとるを以て今又更よ校正を加へ其外之を預防する方法より人々の心得置くづき諸件よ至るまで諸書より數條を鈔譯一集て以て一篇の書ともあーぬ

一 コレラと元來吐瀉病の義よして近時流行する惡病
世俗のコロリと稱する者を西土よて亞細亞コレラと云是れ亞細亞地方より起れる霍亂と云の義あり張氏醫通よ番沙内科新説よ絞腸痧六合叢談よ痧病と云も皆此病の事あり故よ篇中只痧病と記するも亦此病の事よして他病を指すよあらず又疫と云モハント疫發黃熱コレラ病及び黑痘等總て傳染せる急劇病の總稱あれぞ或を處よよりコレラ病を指して單よ疫と云とも之あり讀む者宜ーく混ずるあとあうるべ一

此病の原因治法未ど詳あらざれど又妙功藥と稱すべき者あー故よ西書中其藥方を出せる者甚だ少ー但篇

末々擧ぐる一二方の如きを彼邦より頗る驗を經たる者あれを宜く信從して之を採用すべし

一 近時我邦の賣藥者流幾那鹽を専らコレラ病の妙功藥とを誇張すれども未だ西書中此の如き事を載するを見ず又之を用ひたる患者を親驗するよ佳候を呈するを見ず却て苦悶を增加一死に至るを見たる學者それ慎まざるべけんや

文久二年壬戌十月五日 洋書調所教授方 謹識

疫毒預防說 ナハ百五十六年荷蘭の醫師フロイ著せる衛生全書撮譯

當今一異種の病あり恐るべき荒亂をあすゝ因り衆人甚ど之を危懼す此病は於ても一種の傳染毒血中より生ド其毒感染へ易き體より觸るれど其曾て生ドゝ人の體より發する症と全く同症を起へ以て絶へず新々傳染をあすあり○是故ヨ此病も人々陸續急速より傳染一或を衆人一齊より相感染す是を以て此病の毒を患者の血中より生ずると恰も發酵の銳烈液中より瀰漫すると同一ふうじーと考察せり○但此傳染時とれても甚と揮發走竄よりて病人の呼氣及び蒸發氣より大氣中より傳送一夫より無病健全の人の吸氣より

更に其體より傳染すると疑を容るべからず○史錄中屢々此の如き病の恐るべき荒亂をあすとを載せて毎次總稱して疫毒ペストと云へり○方今よ於ても尚此の如き病屢々流行するあとありて其症二般あり即ち熱地より流行する症として之を發黃熱ハーレツコと名け一を寒國ヨモガも亦流行する症として之を痧病ハレと稱す○發黃熱も夏日の熱度寒暖計を以て測るよ其中數七十五度の地より全く外に出でず阿非利加及び西印度も其最甚き地方あり○痧病も昔時亞細亞アシア又限れる病あり○其本名を亞細亞霍亂コラアチカと云り之によ因る然ども此症近時も西土及び他の温道諸地ヨモガとも夥しく流行せり○右の二病共よ血中より含むる毒氣を以て各個の生器を虚衰せしむるをあく特よ消食諸器を甚しく損害す○發黃熱よ於ても胃より半ぞ腐敗せる血を混じてる膽汁を吐出一痧病よ於ても胃及び諸腸の血一個の分泌機を起して其流動分即ち血中の水分のみを上下よ泄出するを以て全體の血中よも復運輸すべからざる稠厚の物質より留ることあきよ至れり

蓋傳染病も其毒蔓延して靜定せしる氣中より蓄積するときも特よ其荒亂をあすと大ありとす○是を以て傳染病を預防するよも新鮮の大氣を流通せしめて自在よ之を居室中よ

容れりむるより他より伎偏あるとあり○常より大氣通暢する
室内より在るときも患者の周圍一二歩の所より在るも傳染す
ると殆ど稀あり○發黃熱を多く卑濕の地よりて發する病
あり寒冷の時よりても全く瀰漫すると能はず而して此熱
も痧病も不潔の氣ある所より甲處より乙處より漸く蔓延せ
り○是を以て身體衣服及び居室を清潔より且大氣を常より
流通せりむるの注意を常より此病を預防する的實の藥劑あり

注より曰居室を清楚より新鮮氣を流通せりむる法を恐怖
すべき病既より目前より在る時のみ行ふを實より歎息すべし

然れども時よりても一瞬時の驚駭其既より久しく民間より
行をりむるを要する良藥居室の清潔新鮮氣の流通を指すを始めて理解
せしむることあり

荷蘭よりても痧病の流行を防ぐより身體衣服及び居室を
淨潔とすると新鮮氣を交換するとの二法甚ざ偉功ある
とを實より的切の例證を得たり○此病許多の都邑よりて
必ず人家比々密接する處より起れり然るより少く意を用ひ
て護身の法則を行ひ一ときも其運行著しく減却せり○
其諸般の例證の如きを井シンドゲンス政官の事務官の第二院より
ての著述せる各地健全論と題せる有名ある書中より詳あ

ク又其事實を宜く荷蘭醫家七值日刊紙を參看すべし
飲食を適度より身體を淨潔より且無病の人を大抵此恐る
べき惡病者の側より至るも妨げふ一但其人直より病人の口より
其毒氣を吸入し或も傳染せる蒸氣を含蓄せる室内に入
る時の如きを自ら別ありとす○此惡病者の側より居るも甚
と宜からざることあれども實驗より據るより無病健全の人身體
を清潔より飲食を適度とするときも全く痧病の惡病ある
毒より感するを防ぎよう

今上件を總括して考定するときも自ら身體諸部及び其機關
を考究して左の法則の無病健全を保つより要須あるを知

るべし

食味も單純あるべし

銳烈飲料酒類のを廢すべし

常より新鮮氣を吸入すべし

日々大氣中より運動すべし

冷水若くも微温湯を以て全身を洗淨する工數回あるべ

し

適宜筋骨を勞すべし

已が力より應する諸件より精神を用ひて懈怠あらずべし

一晝一夜中太約四時の間寝息すべし

身體熱一且、勞倦するときも俄漸共々冷又濕を避くべ
看よ右の諸件を各人之を行ふを要一又習慣一易きもとあ
るを

杉田玄端謹譯

コレラ病預防心法 千八百五十五年版レカツトカ
ヘル第十五卷二十四葉又出づ

腸中異常ニ緩縱_{下痢する}の意ありあるを覺ゆるときも速ニ醫家ニ
至り胗乞ふべし是此の如き事よりしてコレラ病とある
とあるを以てあり又醫家の命あけれど鹽劑及び其他の劇
藥を用ふるとあらぐ一又麦酒葡萄酒若くも強烈の飲液
を多く用ふると勿れ誤用するとときも此病を起すとある
一又腐敗せる肉腐敗未熟の果物陳腐の魚菜を食ふと勿れ
又斷食すると久しくベテラズ食事適量あるべし又甚
く勞倦すると久しく熱より急ニ寒ニ移るとあらぐ一又濕
りとる衣を久服すべからず又體を淨潔ヨー且務めて足を

温保すべし又室を清楚より且白色もあすべし務めて窓を開張し不潔の物あらず速よ之を去るべし又有害の臭氣を避くる適當の藥劑を用ふべし又住宅の近傍より糞壤其他不潔の汚積あり又汚臭の水嫌惡の氣若くも有害の諸物あらず速よ之を除却すべき權ある其地の長官より之を訴ふべし

杉田玄端謹譯

コレラ病流行の歴由

千八百五十三年版
ムル第八卷八十一葉より出づ

近時殆ど歐羅巴全洲を荒亂せし傳染病の再流行を自然よ
新よ當時の用心を起すよ至れり千八百二十年よ始て痧病
を發すよと印度よ於ける如し此病も印度より起りて裏
海黒海の中間ある波斯灣を過ぎ俄羅斯よ到りて全歐羅巴
洲を一周一千八百二十七年慕尼境及び其近傍よて始て消
滅するよ至れり今其再流行も如何ある事を生すべきや預
め知るべからず然れども千八百三十年の同日又没斯科よ
到りることも我輩粗心を知れり孟加拉も年々多少流行す
るを以て此病の本地よ屬す此地よても千八百四十五年春

分の頃一時痧病蔓延コラて最兇暴の性を顯ヒサシテバロニの祭禮も例年其參詣する者夥タクシきよ當年全く廢するよ至るを其明證とあらべー但其道路諸處よ死人多タクシて原野よ在るものも狗及び蟻の食餌とあれり又千八百四十六年の夏よ於ても此病阿富汗亞喇伯波斯亞爾美尼亞美索不迷亞敘哩亞小亞細亞よ流行アラシ其後印度大陸の諸地更よ南部ある錫蘭島よ流行アラシ其證何れの地よ行ハシマリ、も皆惡性よして阿富汗のキラツンよても二萬五千人の居民其半ハーフを失ハシマリバグダットよ於てもリマサンの祭禮の節暫時間よ七千人を失ハシマリ又佛哈刺減腳及び波斯より默加カカの方よ到る

參詣の倡約するよ六萬人全く死するよ至小ハラコレラ病右の如き告知ありて後も暫時其蔓延の勢を止め千八百四十七年の第五月得勒ナリスよ於て稍甚ハシマリく現れ終よ歐羅巴俄羅斯没斯科よまで蔓延するよ至小ハラ而ハシマリ千八百二十九年及び千八百三十年よ於けるハシマリ如く兩地界即俄倫堡鎮の西界と裏海の西岸とを超ハシマリ窩瓦河よ沿ひ行ハシマリども北北西よ至るとあく却て時々岐路よ走り又其蔓延至て徐々あれども往時の如く河邊よ進むと多く以て特ハシマリ河邊の地を荒亂せり但高燥の地を印度よても猶歐土の如く或も全く之を免ハシマリれ或も流行するも甚ハシマリきとあハシマリ又此病の流行以來

其發源用藥及び其傳染の有無と就き種々の説起ると固より論あり其傳染の如きを特々俄羅斯より其實驗あるとを證せり蓋此病の蔓延も大氣中の傳染毒を含有するゝ歸すること切實ありと云説あるを以て醫家又在ても之を防ぐべく爲め衛護の兵隊を設くべきや又を檢疫院を建てべきやの疑問を解くこと甚ざ難いとす但政府又て大切とし行ふべきコレラ病將も流行へ來らんとするとき衆人より適當の攝生法を行ひしめて其傳染の一分を減ト又貧民よりも最急速に醫療を加ふるを得せしむるよりコレラ病の特異の妙藥あり是を以て其妙藥を要求せんとするの惑

ところ此病も亦他の諸病の如く其症種々にて又他病と合併することあるを知る者又頗る明白あらべ一是故より病起るときは其症狀より拘らず總て賣藥者流より任すること多く最初より直ち良醫の救治を乞ふことを命ずべ一

杉田玄端謹譯

コレラ病を治する薬
千八百五十六年版ムル第十一卷四十九葉より出づ
得効よ於てコレラ病流行の時用ひて良功ありし水劑も左
方の如し

碘砂

龍腦

強水

白ラフタ

白色アリ土油を云

硝石

赤胡椒

右六味醋よ燒酒を加へる者の中よ入れ混合一日輝若く
も温處よ浸出一滴よ用ひ

又此病よ少く罹れるを驗する者よも一塊の冰糖上よ薄荷
油六滴より十滴よ至るを用ひて預防することを得よう但病
者を卧蓐若くとも室内よ在て攝生を嚴ふ一飲料を減ずるを

要すべし

水をコレラの妙藥ある事同書第四卷
葉又出づ

荷蘭領印度、於てもコレラ、水を試用し大に利益を得たり。其法を患者を水より浸せる絨被を以て嚴しく巻纏するのみ。此の如くするとき、患者の頻々飲服する氷水にて蒸發氣を催す。甚しそれを以て嚴しく巻纏し且冷水を飲むと二三回あるとき、患者復危篤を免ぐるべし。

カンヌタト著す所の治療書第一冊四百九十三葉コレラ病編の注又曰く

コレラ病流行の時を宜く人々阿片小量の甘汞より大黃を加ふる者及び吐根を貯めべし。又所謂コレラドロペル一又俄羅斯波と名くる方を先一回下痢せる者より用ひて甚ぞ適當せり。其方

纈草丁幾劑十六羹 吐根酒八羹 舍電阿芙蓉液三分三厘
薄荷油五滴

右混和し一小時若くも二小時毎二十滴より二十五滴より至る

杉田玄端謹譯

附

コレラ經驗説并治法

コレラも地氣中より混する一種の瘴毒にして未だ其質の何物ともを知るゝあらずと雖も其人を犯すと先づ呼吸より隨て入り血中より混じ就裡後腦と脊髓の上部を毒するあらんり洋人コレラの病屍を解剖するよ惟後腦脊髓漲溢の血痕あるを視ると云へり夫内臟滋養の器殊に腸胃の機能を主宰するも迷走神經と脊髓より發する感傳神經より故コレラも胃腸の機能異常より亢盛にて吐瀉して淡水を漏すと甚しきを以て血中の水分夥しく耗失し表部

の細管其力を失ひ血液専ら内部より灌漑する故より四肢身體厥冷にて表皮彈力を失ひ腕脚皺襞を生じ指より撮て之を放てども尚其故より復する事無より至る其甚しき者も手足の靜脈梢より血鬱滯し蒼色を現する者あり所謂コレノチセコレラ是あり其流行する時より當ても人皆此患者に輒真証を發するあり其感犯されざる者あり唯發因を得て病さる者是を假証と云

[療法]從來諸家の論說する所紛々一定するとあーと雖り多くも衝動鎮痙麻醉等の方を施す外より出です余崎陽明在て朋百より從學する時より處するより左の方を以てす方

第一號

タイン子

ラウダニム

ホフマン液

第二號散

龍腦

麝香

同水藥

礦沙精

第三號

吐根

モルヒ子

龍腦

當時長崎鎮臺岡部駿河守民人の夭折を憐み余より托して其治を施さしめ徧く部下より令して治を請ひむ是より於て子弟相謀り西奔東走七八月中治を施すと大凡一千八百餘人流行既歇又及で屬吏をして其籍を閲せしめ之を方亟と校ふるより第一號を用ひて治する者其數の半より出でず第三號これより次き第二號を效ある者あるも脳肺等の

證を遺し終よ不治よ陥る者多し
名イニ子を投し次てラウダを與ふる者就中效あり若初
ヨラウダモルセ子等を將て少く效を得る者次で名イニ
子を用ふれども更よ效あるを見ず吐下止て命脉絶す朋
百曰余ガラウダを用ひるを吐瀉して多く其養液を失ふ
を懼れ已むとを得ずあれを行ふ敢て主藥とあす非ず
と云つり次年十一月和蘭よても此病亦大よ流行せるを
以て彼諸大家皆朋百の法よ依て名イニ子を用ひ大ひよ
其功を得とり然れども阿芙蓉も棄て用ふるとあく却て
書を以て朋百を誥れり余是を以て其麻醉藥の用ふづ

らざるを斷決せり○外治も浴法按摩斧子泥テレビン油
カヤフーテ油の如き皆各多少の效あり就裡全身熱浴の
如きも體中徧所至らざる所あく熱を以て表神を鼓舞
温蒸を以て克く行血を促し其他垢膿を去り氣孔を開く
等其功諸藥の決一に及きる所よして其效驗能く内服の
名イニ子よ優れり故よ今歲文久ニの流行よを余惟名イ
ニ子と全身浴を以てあれを治せり其法

先浴湯を造り患証の程限を擇らず徧身を浴湯中よ没
し粗布を以腕手背胸を摩すると十二秒時更よ硫酸陰
イニ子四十氏水一弓稀硫酸を以て溶化し浴中よ在て

頗服せしも次で浴を出しも拭乾し幕中も温保し頗も冷水少許を以て唇舌を濕さしも温沙囊を以て脚部を温め次で我一時半を経て後タニ子六仄を丸とふし頗服せしむ

○タニ子も其功殊々脊髓後脳又達し其緩怠せる機能を鞭撻するが故に初量二十仄より眩暈耳鳴を發する者多し是即ち其功を奏す佳徵あり然れども其苦味甚しき故に患者これを服して吐出する事多し故に浴湯中より在て之を服しむれば多くも克く堪へ服す此蓋浴湯にて胃腑の痙攣を鎮静するが故に因る也トベー若尚吐

一て止まざる者も只管強てあれを與へ終は服し得るよ至ら一もベーコレラも萬病中血中の水を耗失すると最多きが故に冷水を以て口舌を濕すを殊々良とする〇或云タニ子も獨卑溼沼泥の地より在ても即ち佳あり乾燥の地の如きも必一も之を要せざると云へり然れどもコレラ土風より因て其病性を同せず其病症を異させば則可あり然ざれども宜地の卑高を以て其性功を異にする理あらんや

松本良順手記

醫官松本良順奉幕命從蘭醫朋百學醫科諸門頗通

頗服せしも次で浴を出しも拭乾し幕中も温保し頗も
冷水少許を以て唇舌を濕さしも温沙囊を以て脚部と
温め次で我一時半を経て後名ニ子六升を丸じふし
頗服せしむ

○名ニ子も其功殊も脊髓後腦も達し其緩怠せる機能
を鞭撻するが故に初量二十升より眩暈耳鳴を發する者
多く是即ち其功を奏する一佳徵あり然れども其苦味甚し
き故に患者これを服して吐出する事多く故に浴湯中
より在て之を服せしむれど多くを克く堪へ服す此蓋浴湯
にて胃腑の痙攣を鎮靜するが故に因る也べし若尚吐

いて止まざる者も只管強てあれを與へ終は服し得るよ
至らしむべしコレラも萬病中血中の水を耗失すると
最多き故に冷水を以て口舌を濕すを殊も良とす○或
云名ニ子も獨卑溼沼泥の地より在ても即ち佳あり乾燥の
地の如きも必しも之を要せざると云へり然れどもコレラ
土風より因て其病性を同せず其病症を異なせば則可あり
然ざれど豈地の卑高を以て其性功を異にする理あらん
セ

松本良順手記

醫官松本良順、奉幕命、從蘭醫朋百、學醫科諸門、頗通

殊々其法制を知らざる異域又於ても一時已ゞ輩を他國人
とるを以て或も宥恕ありづまを思ふもあるとも決して是
法を忘ろくと勿ろべー〇或地方又ても法則を犯す者あれ
も多分の罰金を要一船及び載貨を没入一殆ど死の罰若く
も死罪又處する事あるを常々服膺して忘ろく勿ろべー〇
方今尚世又行も千八百零五年第一月十日の公令〇第
二三及び四章千八百十九年第十一月十九日王家の議定第
四十七號預防法の條并々千八百二十七年第五月二十一日
哥羅凝彌州の選官又告る令文を参考すべー

故々諸指揮官も放恣或も輕浮ある事あく嚴々預防法を守
るべー入港すべき地より妨障せらるゝ事無らん為々諸出

帆する地より健康の送狀を携へ出るを宜一とす

然れども入港する地より健康の送狀を出すとを一二日
遲滞し出帆せんとそれども之を請取らざる時も忍でこれ
を待べー何とあれぞ此時宥恕を受け又も辯説するを得ざ
れぞあり

他國又入ても入港の免許を得且健康送狀の法又背うざる
事を領承せられざれど彼此の事件ありとも決して直之上
陸する事ありづべー

上云ふ千八百零五年第一月十日の公令〇第十八章又據

れぞ下より記する諸物品を傳染を致し又蔓延せしむる者とす

一 諸木綿利誥布・毛布・羅紗及び他の織物類

二 諸工製し或も工製せざる毛糸・麻苧・駱駝・毛兔及び他の毛類

三 諸工製し或も工製せざる蠶糸總て蠶糸より製造せる諸品皆之より屬す

四 諸皮類

五 諸帆布及びテールを塗らざる網

六 諸皮革・毛刷・毛席・蠟燭

七 コセニルレ(猩々)・(辨)を漆長くして且多く毛ある諸生獸羽ある鳥羽・毛・鐵筆・紙書冊

八 傳染病ある地方若くも疑ひき國より輸入來る諸貨幣

又同上公文第十九章より據れど下より記する諸物品を傳染病を致す事あく又之を蔓延せしむる事ありのとす

一 諸飲料・食料・鹽藏若くも烟肉及び魚・新鮮乾燥せる果實例するよ蒲桃・栗・無花果・乾蒲桃・小乾蒲桃・圓豆・長豆・諸類加加阿・叔・固刺的・拘櫞・香橙・橙・キラカ才實・酥・加菲・骨・喜・茶・米・大麥・諸穀類・酒・火酒ム(酒精の名)・亞刺幾アリギ・天竺・蒸餾諸水・蒸

二 諸乾藥香竄品所謂コロイドニールスワーレン・芳香例

するよ扁桃桂格墨因府利泊芙蘭胡椒李の類

三 諸木皮木根醫用又供する物品

四 硝子鑄土製鑄或も桶貯へる諸油諸液

五 諸涂料膠類

六 諸鹽類

七 諸灰剥駕亞斯

八 諸木材即フランリ木漆柘植木坎百設木等

九 鯨鬚鯨鬚象牙

十 諸製造せる羊角

十一 諸金屬及び半金屬礦屬但疑モ一き國若くも傳染病ある地方より輸來しとる貨幣を之を除く

十二 諸鑽石及び他の精巧ある儀石即陶器硝子器土器の類

十三 諸粉末諸テール蠟硫黃石鹼煤類

十四 諸獸脂猪脂羊脂類

十五 諸捲煙管煙

又同書第二十章より前章第十又記せざる諸物品を未詳あらざれぞ傳染を輸す物品ありと思ふべ

坪井信良謹譯

檢疫說

千八百四十六年版
イ・ハ・ン・エ・イ・キ・ラ・ル・デ・ン・ダ・ク
第一卷四百六
テ・ン・シ・カ・ベ・レ・イ・キ・ラ・ル・デ・ン・ダ・ク
第三卷四百六

十六葉
よ出づ

キアランタイ子とも凡流行病あらんと疑へる國地より來れる船舶及び旅客を用心の爲め其地より交通せしめず別より、之が爲め建築せる館より居らしむる時限を以て此時限中も貨物及び書簡も烟を以て之を薰すレハント或も阿非利加地方より來れる船より特よ之を行ふ

千八百二十五年版
組氏韻府
第五卷五百九十四葉
よ出づ

キアランタイ子とも流行病ある地より來れる旅客其病を發すると無きやを驗せんが爲め一病院中より入れ衆人と離

別せ一むると四十日と定むる時限を云あり

千八百三十八年版紐氏韻府附
錄第五卷三百二十三葉より出づ

キアランタイ子○荷蘭のキアランタイ子の場所も井一リ
シゲン及びデチイン・ゲメーテンあり此場所も千八百三十
一年及び千八百三十二年の兩年間亞細亞霍亂荷蘭の海岸
より近寄り一頃専ら之ヶ用をあせり其建築の規制頗る整ひ
て遺憾とあすと甚ど少く此一時外國人を鎖閉するの制度
を荷蘭より在て交易を妨げ且夥しく失費をあすと甚一
此費用を猶他の諸國の如く政府より之を清算すべきを
希つ是衆人の爲あらを以てあれとも金庫を之ヶ為に定

額外の失費を受けたり

方今文明の諸國も勿論土耳其すらキアランタイ子建設の
要需ともを知れり是を以て君士坦丁^{土國}の都より千八百三十
八年第八月六日より出せる報文より左の如く明白に記載せり
外國事務宰相ミスター・ハバ札より同年第七月一日と日附
にてと覺書を外國の公使より渡せり曰く

キアランタイ子を一決して取用か一より遂よ之又相應せ
る場所より病院の建設を要とするよ至り又アレキサンドリ
ー及び叙里亞より疫毒流行するといふ報文を得とも因り止
む事を得ず地中海より來れる船舶も最精細より検査すると

とありより

此目的を達せんぐ爲め政府よ於てモ他太尼理ハタニルヨキアラン
タイ子の場所を設け此地ヨ總裁官醫官其他此場ヨ入用ある人々を置けり總裁官も己ジ取計を以て既ヨ船舶の出帆來れる地の養生及び病人取扱いの諸法を新ヨ變革して版本を澤山ヨ造り出せり

土耳其船ヨても或モ外國船ヨても指揮官も其總裁官より其版本一葉を受取るべー其乗組の者を多島海アシマガシマ及び亞細亞アシヤ并ヨロマニアの海岸ヨ送るべー

諸國の領事官副領事共ヨ此法則を遵用するの扶助をあす

賴みを受けより

今其版本の旨意を茲ヨ述んとす

第一條 船ボトムヘ太尼理海ハタニルヨ到著するときも健固送狀を差出すべー

第二條 埃及叙里亞エジプト・シリア若くも地中海の疫毒流行する地ヨリ來る船ボトムも必ず土耳其領の埠ポートヨ於て吉アランタイ子の改を受くべー

第三條 右の地方ヨリ出る船ボトムにて其中ヨ疫毒の患者を乗せるとも者も其病者回復するゝ又も死するヨ至るまでこれを停め置き之シ關うれる醫者ヨリ最近日の病者回復

一又死せりとリ日を始とてキアランタイ子又算入
すべ一

第四條 健固送狀を以て船中病氣にて一人死せりと告る
者も十日のキアランタイ子を行ふべ一

第五條 一地方より出帆の節其地又疫毒流行一とリ一
旅中一人も船中より死せる者あき船も七日のキアランタ
イ子又屬一且到著の日も七日の内又入れ算すべ一

第六條 船出帆の時疫毒の流行あく又旅中一人も病者あ
一とリかといへども疑もしく地方より來れる船も五日
のキアランタイ子又屬すべ一

第七條 停められとも船も風の都合よりカリ城又も
君士但丁の碇泊處までキアランタイ子又屬すべ一然れど
も總て著船の節これら爲よ命を受けとる人を船中又入る
べ一

第八條 キアランタイ子を行ふ間船中より疫毒を發する
とあらざ其病者も程能く手當を以て陸より揚け天幕若くも
其他これより適する場所より送るべ一

第九條 右の法則より之を拂ふべ一
の目錄より之を拂ふべ一

千八百四十三年版荷蘭ハンドルバガ
セイン第二卷九百九十八葉より出づ

キアランタイ子 カランタイ子 佛語 キアランタイ子 インリ
クチングとて其地より到着せる人々をキアランタイ子を設
くる國地より入れて危難あらざるを決するまでの間居留せ
一むる館第を云あり。○此館も總て人身及び品物より觸れぞ
傳染すべき病を防んざ爲めより設置せり。○此法も東方の疫
毒より明證あり。○故より土耳其の諸港及び境界より接近
せる國地より之を設置して歐羅巴の爲より大より利を得たり
蓋其地にて之を設ると宜より適ひ且、これを守ると頗る嚴あ
るより因れ。○此法これを分て海陸の二般とあすべ。其陸
の者も兩國の交通を嚴しく禁じ。且其境界より兵士の警衛を
置き及び嚴法を立て以て之を防ぐ。○今此館をも兩國
互相接せざるの處より建て其人の如きより傳染毒を免うれ
國地より入るも危害あきと疑ふベウラさるより至るまで之より
逗留すると長短の差別あり。○然れども此館の爲め第一より
注意すべきも其館内より住する者をして容易より病傳染する
を得べからざら。○もよ在り是故より其館を分て健全の者
疑もべき者既より傳染せる者を居留せしむる三部とあすを
要し。且防護する爲めの國地と一切交通を斷絶するを要す又
品物も其毒を受くると受けざるより拘らざるを包荷と
して直より病者より隔てる處より送り既より毒を受くると雖も

之を除くべきを得るものもアランタイ子より其傳染毒
を除去し又除去すべからざる品物も之を積戻す或も燒
捨べ一〇又海のキアランタイ子より右の如き法則を立つ
べ一又船も曾て定め置きとる一港より番船遠見番所
及び海岸の臺場まで其船の他地と交通するを誠むべ一〇
入津の前より必ず船より健固送狀を官吏より示すを要一
其中より載する所より從て或も全く入津を許さず或も許すべ
一然れども嚴しき箇條より從ふべき者も一切交通を禁ト或
も固有の海キアランタイ子より送るべ一此より於て行ふ諸件
より至ても陸キアランタイ子より説く所と全く同ド〇其他キ

アランタイ子もすべて之を行ふも益あき病より用ふべ
らず是此法許多の失費あるを免うれず又貿易工業の妨げ
とあると大あるを以てあり

キアランタイ子の失費〇キアランタイ子より逗留すれば船
及び積荷より多少の大ある失費を受くるあり〇淺く考る
ときも船より其積荷を清淨より又風入するより賃銀を費
すべく見ゆれとも實も然らず〇蓋キアランタイ子の失費
も常者と非常者とよ之を區別せり常者とも一船一旅中譬
へぞ地中海よりの旅中必ず定規とすべき者を以ふ是を以
て航海家を預らこれを見込み其荷物を積込む節その割合

を取るべし此貨銀も航海の常費として船に必ずこれを出すと定めよう又其非常者も船に若流行病ある地或も夫と疑ふべき地より來れる時出すを要するの失費あり此失費も常者より之を出す間日久しく貨銀も亦大あらざるを免れず此法も諸國の法則と風習とよ從て船積荷及び運賃も割り付て大損とあらべ

杉田玄端謹譯

検疫院の説千八百四十三年版アマレスヘエイム著せるハンテルスマガセイン撮譯

凡そ検疫院の趣意も先づ他國も惡き疫病流行にて其人民より我國民も傳染一普く國中も行渡り多くの人命を害する事を防んぐ為め宜き地を選み検疫の制を設るあり是故又他國と盛々交通貿易をあす國を必ず此制を設置けり此制も其船より來る者を上陸せしめず又此方より其船中へ行くとあく又其荷物をも陸へ揚へしらず但此日限をクワランタイ子と言ふクワランタイ子も四十日の義あり往古も此院中に入るべき日限を凡四十日と定めしよ因り此名目あり然れども當今も其様も從て日限を取定めし

能もざる物をこれ其儘焼捨つべ

歐羅巴^{マラヤー}於ても馬塞里^{佛蘭西の邑}

佛蘭西

の檢疫院を最大一と為せり

○其法則も他港より来る船の中殊よレ^{アン}ト及び巴黎
亞より來るもの若健全の書狀を携へざれば絶て港内に入
ることを許さず又其書狀中よ述る事柄の相違あき證據とも
其船の出帆せし港も在留する公使或も船役人の記せる姓
名書を差出さしむ○又其書狀の様子も據て其船をドムメ
名とリふ島^{馬塞里}近傍の港へ入らしめ此所よて之を吟味し夫
より彼馬塞里の檢疫院に入らしむる日限を取定む尤兩國
の人民互に交通することを許さず○總て其船役人の携來る
書類等も能くこれを薰^ス、酼^スを注ぎて之を差出さしむ○積
來る荷物の品柄も因て檢疫院に入るべき日限も長短有
り其故ぞ荷物の多少有れどあり○入津する船旅中よて煩
ふ者あらず委^ス、其病症を吟味す○檢疫院に入るべき日
限等定りされど其船をして大畧定めどる場所も碇泊せし
め又入港する船あれど速^シ番船を出^シ他所へ通行するを
禁^ス船中入用の品物も別の小舟よて長き棒を以てこれを
請取らしめ又船中乗組の者も毎日其健全あることを我
方へ告げ知らしむ^シの船中よ居るとを欲せざる旅客も先づ
彼ボムヌタ島の院中よ入置けり其島も此院を大小二個所

又別ち健全あるものも大院より入れ煩ふ者も小院より入らむ但此周圍より高さ二十五尺の土塹を造り断へず番人をして其周を見廻らしめども○又更に其大院中を別て二個所と一壯衰の容體より狭き室中より居らしめ夜分を其戸を閉ぢ白晝も開きて番人を置き此所へ其病院にて試験せらるゝ船より來組せる旅客も時とて來るとを差許せり○船中より疫病の崩ある者も速く小院より入らしめ醫師格子を隔てて其容體を窺ひ果して疫症あれを番人よりとも之によ接するとあく薬剤其外飲食の類も長き棒にて與へども○若煩ふ者死する時も其死骸を鐵製の鉤竿にて車より載せ綱を付け之を引出し深き穴中より埋め其上を石灰にて覆い少くも三十年の星霜を過ぎれば必ず之を開くとあー○其煩ふ者の室内より在る諸品物を悉く焼捨て酢を以て其跡を洗ひ清淨にして空氣をよく通す一む假令煩ふ者本復するも病症僅よても存すれば之を健全の者とて取扱ふべし○總て病人を運送する船を斷て此所より入るを許さず尤馬塞里の如く之を許すものも其禁法を嚴くするを肝要とす可也

予安鐵五郎謹譯

秀鳴藏書

78
6771

發閱目錄

舶來蕃書類
官版原書類

同翻譯書類

老皂館

東都豎川三之橋

萬屋兵四郎